

新規制定（案）

下野市行政評価第三者評価実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、市が実施する行政評価に係る内部評価について、第三者から意見を求める制度を導入することにより、内部評価の客観性、評価内容の透明性及び信頼性を確保することを目的とする。

（評価の対象）

第2条 第三者評価（以下「評価」という。）の対象は、原則として事務事業とし、下野市総合計画基本計画に位置づけられた事業の中から、次条に規定する選定基準により、毎年度、各部が5項目程度ずつ選定するものとする。

（選定の基準）

第3条 評価の対象事業の選定は、次によるものとする。

(1) 評価の対象とするもの

- ア 下野市総合計画基本計画に計上した事業
- イ 予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業及び予算の伸びが顕著な事業

(2) 評価の対象から除外するもの

- ア 法令で義務付けられ、市としての裁量の余地が少ない事業
- イ 国、県等の制度にもとづく事業
- ウ 政策的な判断を伴わない事業

（評価の役割）

第4条 評価は、市が実施する内部評価について、その妥当性を検証することにより、より効果的、効率的な改善策等を提言するとともに、行政評価における第三者評価制度に関し、必要な意見、提言を行うものとする。

2 評価は、内部評価に対して外部からの客観的な意見、提言を得ることを目的とし、事業の継続、改善、廃止等の直接的な判断をするもの

とはしない。

(評価の視点)

第5条 評価は、主に必要性、緊急性及び効率性から、各施策・事業の妥当性を評価するものとする。

(評価の方法)

第6条 評価は、事務事業評価シートにより、担当部課長等とのヒアリングを実施して行うものとする。

2 下野市行政改革推進委員会は、ヒアリングの実施後、委員による協議を行い、意見の集約を図った上で評価結果を取りまとめるものとする。

(評価の公表)

第7条 市長は、評価に係る意見及びその意見に対する市の考え方について、その概要を市ホームページ及び広報紙等で公表するものとする。

(評価の反映)

第8条 市長は、評価に対する意見、提言について、事務事業の実施及び内部評価等に際し参考にするものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。